

## ごみ処理施設の基本事項の設定について（案）

### 1 基本事項の設定

「廃棄物処理施設整備基本計画」の策定に向けて、施設整備予定地、施設計画等の検討にあたり、前提となる施設規模、処理方式等の基本事項を設定する。

### 2 基本事項の概要

廃棄物処理施設に係る技術的な検討を要する事項については、専門的で高度な知識が要求されることから、平成 27 年度に学識経験者 5 名で構成する「廃棄物処理施設整備技術検討委員会」において検討が行われた。

基本事項については、その検討結果に基づき、以下のとおりとする。

#### 【焼却処理施設】

- (1) 計画年間処理量（燃やせるごみ）

73,143t/年（平成 39 年度推計）

- (2) 施設規模

300t/日

なお、炉数については、3 炉構成を基本とし、施設整備事業計画（基本設計）策定までに経済性等の課題を踏まえて決定する。

- (3) 処理方式

「ストーカ式」

なお、焼却灰の処理の運用については、廃棄物の減量化・資源化の状況や最終処分場の残余容量等の動向を考慮し、判断する。

#### 【破碎選別処理施設】

- (1) 計画年間処理量（燃やせないごみ，粗大ごみ）

5,876t/年（平成 39 年度推計）

- (2) 施設規模

28t/日